

鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)第8条に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)内にかかる敷地において、この要綱第6条に規定する間接補助事業者が住宅(一戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積(建替後)が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)及び避難所(公共施設を除く集会所等。)の建替え等(建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条に基づく建築基準法施行令第80条の3の居室を有する建築物の構造方法の規定を満たす住宅及び避難所の建築に限る。)を行うに当たり必要となる建築構造の強化経費の一部を助成することにより、特別警戒区域内に居住する者の定住を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)について、間接補助金を交付する同表の第4欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)の額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は、切り捨てるものとし、1,000千円を限度とする。)以下とする。

3 なお、間接補助事業を実施する者は、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68条)の趣旨を踏まえ、間接補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業を開始する30日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条(第4項を除く。)、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	補助事業者が定める
	様式第5号による	
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第5欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄地方事務所長(中部及び西部総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長、鳥取及び八頭県土整備事務所長をいう。)を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月19日から施行する。

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条、第8条、第9条関係)

1 間 接 補助事業	2 間 接 補助事業者	3 間接補助 対象経費	4 補助事業者	5 間接補助事業 の重要な変更
特別警戒区域内における住宅及び避難所の建替え等	特別警戒区域内における住宅及び	特別警戒区域内における住宅の建替え等のため、建築基準法	特別警戒区域の所在する市町村	(1)間接補助金の増を伴う変更

<p>(間接補助事業者以外のもが居住する長屋及び共同住宅に係るものを除くこととし、特別警戒区域にかかる建築物に居住していない間接補助事業者が行うものにあつては、特別警戒区域指定以前から所有し、又は借地する敷地においてやむを得ず行うものに限ることとする。)</p>	<p>避難所の建替え等を行う者</p>	<p>施行令第80条の3に規定する構造方法を用いて強化した壁の延長に、次の基準単価を乗じて算出する額</p> <p>(1) 外壁を強化した場合 59,000(円/m)</p> <p>(2) 外壁の外側に防護壁を設置した場合 95,000(円/m)</p>	<p>(2) 事業の実施場所の変更</p> <p>(3) その他事業内容に重大な影響を及ぼす変更</p>
---	---------------------	---	--